主 文

- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 控訴の趣旨

原判決を取り消す。

被控訴人は、控訴人に対し、金一〇万二八九四円及びこれに対する平成元年七 三 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人の負担とする。 第二 事案の概要

次のとおり訂正するほかは、原判決の事実及び理由の「第二 事案の概要」欄に 記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決二五頁一行目の「規定」を「規程」に、同二行目の「乙第三九号証」を 「乙第三八号証」に改める。

第三 当裁判所の判断

次のとおり付加、訂正、削除するほかは、原判決の事実及び理由の「第三

に対する判断」欄に記載のとおりであるから、これを引用する。 一 原判決四七頁八行目の「ところで」を「なお」に改め、同四八頁五行目の「業務とは無関係の」を削り、同八行目の「原告は」から同四九頁一行目までを「しかし、控訴人は、自己が利用している通勤経路の電車の遅延が常態であることを知り ながら、そのために遅れるのはかまわない(自分の責任ではない)という考えに立 っていたので、遅刻することのないよう自宅を出る時刻を早めるなどといったこと はしなかった(控訴本人、弁論の全趣旨)。」に改める。 二 同五一頁一〇行目の「又は選択」を削り、同一一行目の「怠り」から同五二頁

一行目の「いた」までを「怠った」に改め、同行目の「すぎず」の次に「(ちなみ に、前記認定によると、同じ通勤経路でも、自宅を出る時間を一〇分間ほど早めれば、本件の大部分の遅刻は避けることができたものであった。)」を加える。 三 同五二頁八、九行目の「通勤方法を選択す」を「同じ通勤経路をとるのであれ

ば、自宅を出る時刻を早める」に改める。 四 同五六頁一行目の「九条一項」を「八六条一項」に改め、同二行目の「六九

条」の次に「一項」を加える。

第四 結論

よって、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却し、控訴費用の負担について民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判 決する。

(裁判官 鈴木康之 大前和俊 伊藤茂夫)